

内閣参質二〇四第四号

令和三年一月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聰君提出健康被害発生の可能性がある二酸化塩素を利用した空間除菌を標ぼうする空調装置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聰君提出健康被害発生の可能性がある二酸化塩素を利用した空間除菌を標ぼうする空調装置に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、現時点では、国際的な知見を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策として、お尋ねの「二酸化塩素」を含む消毒剤等について、人の眼や皮膚に付着したり、人に吸入されたりするおそれのある状況において空間に噴霧することは推奨していない。

二及び三について

お尋ねの「二酸化塩素」を含む消毒剤等については、厚生労働省のホームページにおいて「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、人の眼や皮膚に付着したり、吸い込むおそれのある場所での空間噴霧をおすすめしていません。」と広く周知しているが、必要に応じ、より効果的な周知方法について検討してまいりたい。